

総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の3第1項の規定に基づき、同項第3号の規定による総合的な福祉の相談体制の構築について調査し、及び検討するため、総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 総合的な相談体制の構築に関すること。
- (2) その他総合的な相談体制の構築に関して市長が必要と認めること。

(庁内検討委員会の委員)

第3条 庁内検討委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 福祉保健部長
- (2) 男女共同参画担当課長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 福祉会館等担当課長
- (5) 自立生活支援課長
- (6) 介護福祉課長
- (7) 高齢福祉担当課長
- (8) 健康課長
- (9) 子育て支援課長
- (10) 子ども家庭支援センター等担当課長
- (11) 指導室長

(庁内検討委員会の運営)

第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、統括する。
- 3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第3号の委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、前条に定める委員以外の者を必要に応じて出席させることができる。

(庁内検討委員会の庶務)

第5条 庁内検討委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。